

51

見 解 書

—都市高速鉄道第12号線新宿・練馬間建設事業—

昭和63年12月

東 京 都

1. 総 括

1-1 事業者の氏名および住所

(1) 事業者

氏 名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木 俊一

住 所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

(2) 都市計画を定める者

氏 名：東京都知事 鈴木 俊一

住 所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

1-2 対象事業の名称

都市高速鉄道第12号線新宿・練馬間建設事業（対象事業の種類：鉄道の新設）

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、都市高速鉄道第12号線の第二期工事として、渋谷区代々木二丁目から練馬区豊玉北五丁目までの延長約9.1kmの鉄道建設事業である。この区間には、新宿駅、西新宿駅、十二社駅、中野坂上駅、東中野駅、中井駅、南長崎駅、豊玉駅（いずれも仮称）の8駅を計画している。

事業計画の概要は表1-3-1、路線平面図は図1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 事業計画の概要

項 目	内 容
区 間	渋谷区代々木二丁目から練馬区豊玉北五丁目まで
延 長	約 9.1 km
駅	8 駅（地下）
単複線の別	複 線
軌 間	1,435 mm
軌 条	50 kg/m
動 力	電気（直流 1,500ボルト）
工事予定期間	昭和64年度～昭和69年度
完成予定年度	昭和 69年度

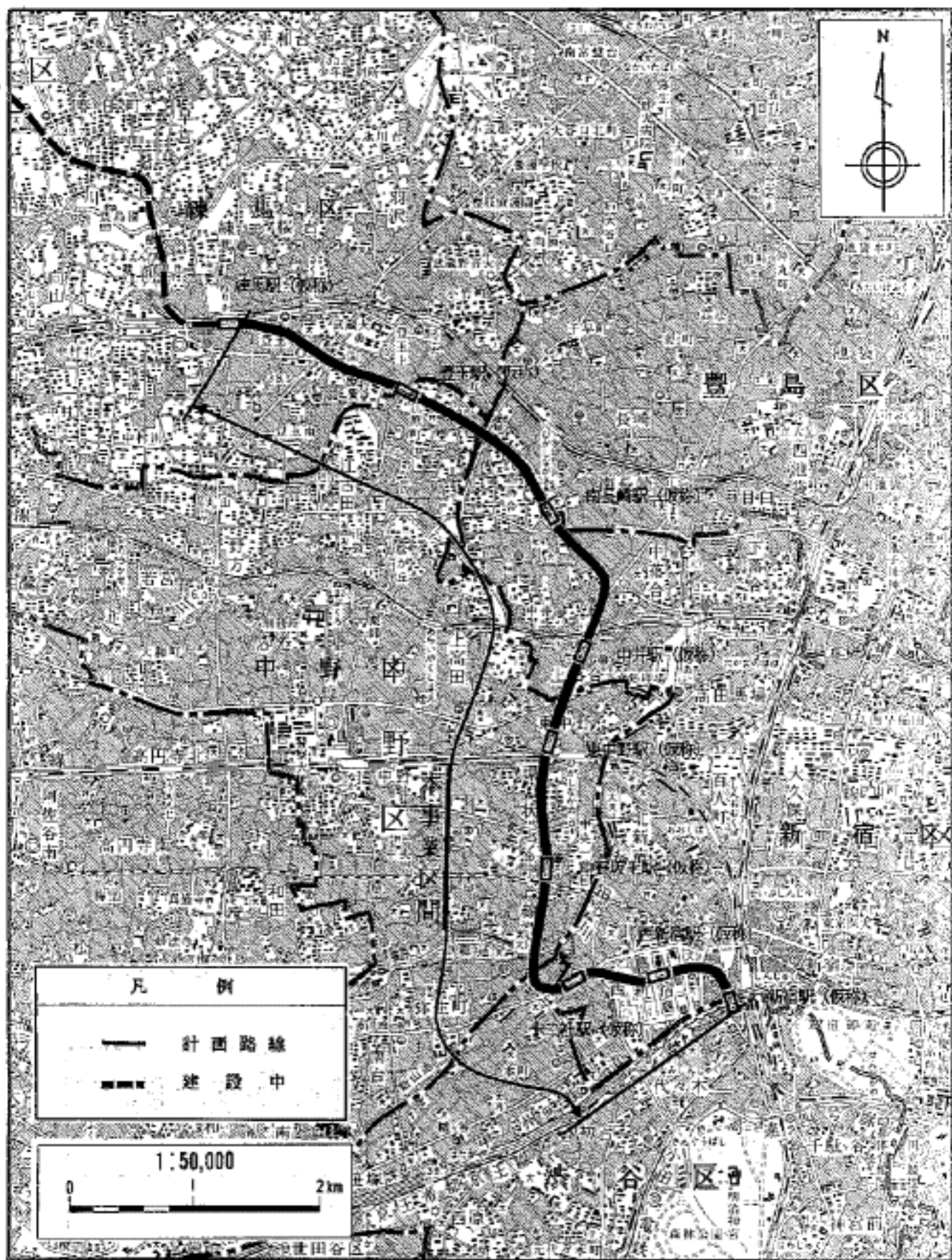


图1-3-1 路線平面图

1-4 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概略

評価書案について都民からの意見書は2通、並びに関係区長（渋谷区、新宿区、中野区、豊島区、練馬区）からの意見は5通提出された。また、公聴会においては、公述人2名から意見が述べられた。

これらの主な意見と事業者の見解の概略は、次に示すとおりである。

主な意見と見解の概略

主 な 意 見	見 解
<p>〔大気汚染〕</p> <p>工事中は、走行車両の運行管理を適切に行うなどにより、車両からの土ぼこり、粉じん及び排出ガス等の低減化に努められたい。特に環状6号線地下部分の駅舎は、道路の拡幅や都市高速道路と一体の工事を行うため、規模も大きく車両台数も増えるので、特段の配慮をされたい。</p>	<p>工事用車両からの土ぼこり、粉じんについてはシート覆いおよび車両のタイヤに付着した泥土の除去等の適切な措置を講じます。排出ガスについては、車両の整備・点検をはじめ走行速度等の運行管理について十分配慮し、環境保全に努めます。</p> <p>特に、環状6号線の都市高速道路との併設区間においては、工事による周辺地域への影響を少なくするよう入念な施工管理を行うとともに、事業者間の連絡を密にし、施工の調整等の適切な環境保全の措置を講じます。</p>
<p>〔騒音・振動〕</p> <p>(1)主要道路の沿道では、現在でも環境基準の超過の状況にあるので、建設作業には、低騒音・低振動の機械や工法を積極的に採用するとともに</p>	<p>(1)工事の施行にあたっては、騒音規制法、振動規制法、東京都公害防止条例等関係法令の定める基準を遵守し、さらに最新の低騒音・低振動型機械および工法を採用して、騒音・振動の低減に努めます。</p>

主 な 意 見	見 解
<p>工事用車両については、進入・搬出 路の設定や運行管理に工夫を加える など十分な対応をされたい。</p> <p>(2)供用後の列車走行による振動につ いては、周辺住民の生活環境に支障 が生じないよう防振対策を講じられ たい。</p> <p>(3)民地下を通るルートにおいて、列 車走行による振動が生活権に対して 影響を与えることは明らかである。 代替地対策を含め、関係住民の要望 を取り入れた対応策をとるべきであ る。</p>	<p>工事用車両の進入・搬出路の設定にあたっては、 道路管理者、交通管理者等各関係機関と協議の上、 原則として主要幹線道路を利用し、交通および周辺 住民の生活に支障が生じないよう措置を講じます。 さらに、車両の整備・点検をはじめ走行速度等の運 行管理について十分配慮します。</p> <p>(2)、(3)供用後の列車走行による振動は日常生活にお いて支障がない程度であり、生活環境への影響はな いものと予測評価していますが、民地の下を通る区 間においては、防振まくらぎを設置する等、一層の 防振対策を施し、振動の低減を図ります。</p> <p>万一、民地の下を通るルートにおいて、列車走行 による振動が生活環境へ著しく影響を与えた場合に は、協議の上、誠意をもって対処します。</p>
<p>[水質汚濁・土壌汚染]</p> <p>(1)地盤補強に用いる薬液の使用を最 小限に止めるとともに、薬液が土壌 及び地下水を汚染しないよう十分配 慮されたい。</p>	<p>(1)工事の施行にあたり、地盤の状況に応じてやむを えず地盤凝固剤を使用する場合は、建設省の「薬液 注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針に ついて（昭和49年7月10日）」および「東京都薬液 注入工法暫定取扱指針（昭和49年7月）」に定めら</p>

主 な 意 見	見 解
<p>(2)開業後の駅から出る汚水はどのように処理してどこへ流すのか。</p> <p>〔地盤沈下〕</p> <p>地盤高を定期的に測定するとともに、万一周辺の建物等に被害が発生した場合には、すみやかに対処されたい。</p> <p>〔地形・地質〕</p> <p>地下水の変動を監視するとともに、井戸等に対して万一、影響が発生した場合は適切な措置をとられたい。</p> <p>〔史跡・文化財〕</p> <p>史跡・文化財の指定区域内及びその周辺の事業実施にあたっては、諸法令にのっとり、関係機関と十分協議し適切な措置を講じられたい。</p>	<p>れている指針に従い、事前に周辺の井戸等を調査するとともに、水質の監視を行うなど施工に際し十分配慮します。</p> <p>(2)開業後の駅等の施設からの排水は、手洗所からの汚水、清掃による雑排水がありますが、おのおのいったん貯水槽に集められ、ポンプにより公共下水道へ放流します。</p> <p>工事にあたっては、事前に周辺の建物等について十分調査し、工事期間中は周辺地域の地盤高を定期的に観測します。万一、周辺の建物等に被害が発生した場合は所有者と協議の上、誠意をもって対処します。</p> <p>工事前、工事中および工事完了後の一定期間において、周辺の地下水位を観測します。万一、水位の低下により井戸水が利用できなくなった場合には、協議の上、代替施設を設ける等の適切な措置を講じます。</p> <p>史跡・埋蔵文化財については、文化財保護法等の規定に基づき各関係機関と十分協議の上、適切に対処します。</p>

2. 対象事業の目的および内容

2-1 目的

都市高速鉄道第12号線（以下「地下鉄12号線」という。）は、昭和47年3月の都市交通審議会（現在の運輸政策審議会）の「東京圏高速鉄道網整備計画」（答申第15号）により、早急にその整備と実施を図るべき路線として答申された13路線のうちの1路線である。

この路線は、新宿副都心を起点として、春日、御徒町、蔵前、森下、浜松町、六本木、青山一丁目を経由して新宿に戻る環状部と、これより東中野、練馬を経て光が丘に至る放射部からなる路線である。なお、昭和60年7月に、運輸政策審議会答申（答申第7号）により、光が丘・大泉学園間が新たに追加された。

地下鉄12号線は、①副都心の育成、その他地域の再開発の促進による都心業務機能の膨張の抑制と都市機能の分散の促進、②既設線等と交差連絡を行うことによる鉄道網の充実、③光が丘地域の大規模住宅団地およびその周辺地区の交通手段の確保等を目的とするものである。

本事業は、地下鉄12号線放射部のうち、新宿から練馬に至る延長約9.1kmの区間を建設する事業であり、すでに工事着手している第一期工事（練馬・光が丘間）に引き続き行うものである。

2-2 内容

(1) 事業計画

路線計画の概要は表2-2-1、計画路線および通過路線沿線区町丁名は図2-2-1、縦断面図は図2-2-2に示すとおりである。

本事業の路線は、渋谷区、新宿区、中野区、豊島区および練馬区の5区にまたがっており、代々木二丁目から西新宿副都心、新宿中央公園下を通過し、補助62号線を経て環状6号線（山手通り）を北上し、中井二丁目において新目白通りに

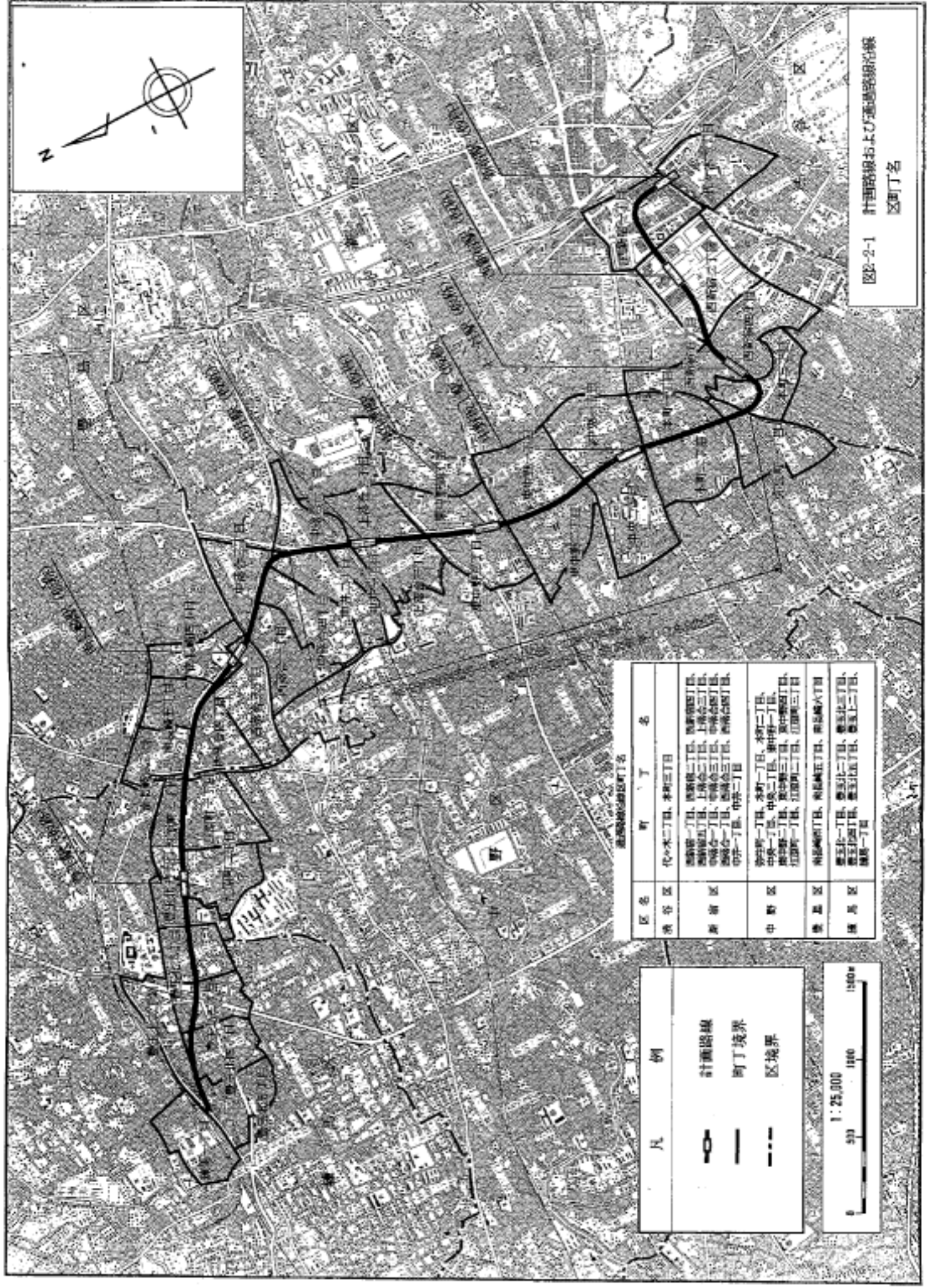
入り、目白通りを経て西武池袋線練馬駅南側の千川通りに至る。

計画路線の大半は道路下を通過するが、渋谷区代々木二丁目・本町三丁目、新宿区西新宿四丁目・中井二丁目および練馬区豊玉北三～五丁目等において、一部民地下を通過する。

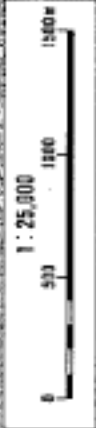
列車の規模・規格は、輸送需要の予測に基づき、建設費の節減を指向した適正規模の地下鉄とし、トンネル断面の縮小を図り、車両、駅施設等もコンパクト化している。

表2-2-1 路線計画の概要

項 目		内 容
路 線	区 間	(起点) 渋谷区代々木二丁目 (終点) 練馬区豊玉北五丁目
	主な経過地 (町 名)	渋谷区 (代々木) 新宿区 (西新宿、中井、西落合) 中野区 (東中野、江原町) 豊島区 (南長崎) 練馬区 (豊玉北)
	延 長	約 9.1 km
	規 格	
	軌 間	1,435 mm
	軌 条	50 kg/m
	電 圧	直流1,500 ボルト
	車 両	16.5 m
駅		8 駅 (地下)
工事予定期間		昭和64年度～昭和69年度
完成予定年度		昭和69年度



凡	例
	計画路線
	町丁境界
	区境界



区名	町丁名
渋谷区	代々木二丁目、本町三丁目
新宿区	西新宿一丁目、西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿四丁目、西新宿五丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、上落合一丁目、中落合一丁目、中落合二丁目、中落合三丁目、西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、西落合四丁目、西落合一丁目、中落二丁目
中野区	御中野一丁目、本町一丁目、本町二丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、中野六丁目、中野七丁目、中野八丁目、中野九丁目、中野十丁目
豊島区	南豊島町一丁目、南豊島町二丁目、南豊島町三丁目、南豊島町四丁目、南豊島町五丁目、南豊島町六丁目、南豊島町七丁目、南豊島町八丁目、南豊島町九丁目、南豊島町十丁目、南豊島町十一丁目、南豊島町十二丁目、南豊島町十三丁目、南豊島町十四丁目、南豊島町十五丁目、南豊島町十六丁目、南豊島町十七丁目、南豊島町十八丁目、南豊島町十九丁目、南豊島町二十丁目
練馬区	練馬一丁目

図2-2-1 計画路線および通車路線沿線
区町丁名

(2) 工事計画

ア. 概要

本事業の工事は、計画路線内の各駅（8駅）および中間ポンプ所を施工する開削工事と、駅間および新宿駅（仮称）下部を施工するシールド工事に分けられる。

路線延長約9.1kmのうち、開削工事区間は約1.4kmで全体の16%、シールド工事区間は約7.5kmで全体の82%、上部開削工事・下部シールド工事区間は約0.2kmで全体の2%である。（図2-2-3 参照）

イ. 建設工程

建設工程は、表2-2-2 に示すとおりである。

表2-2-2 建設工程（予定）

項目 \ 年度	63		64		65		66		67		68		69	
設 計														
用 地 取 得														
建 設 工 事														

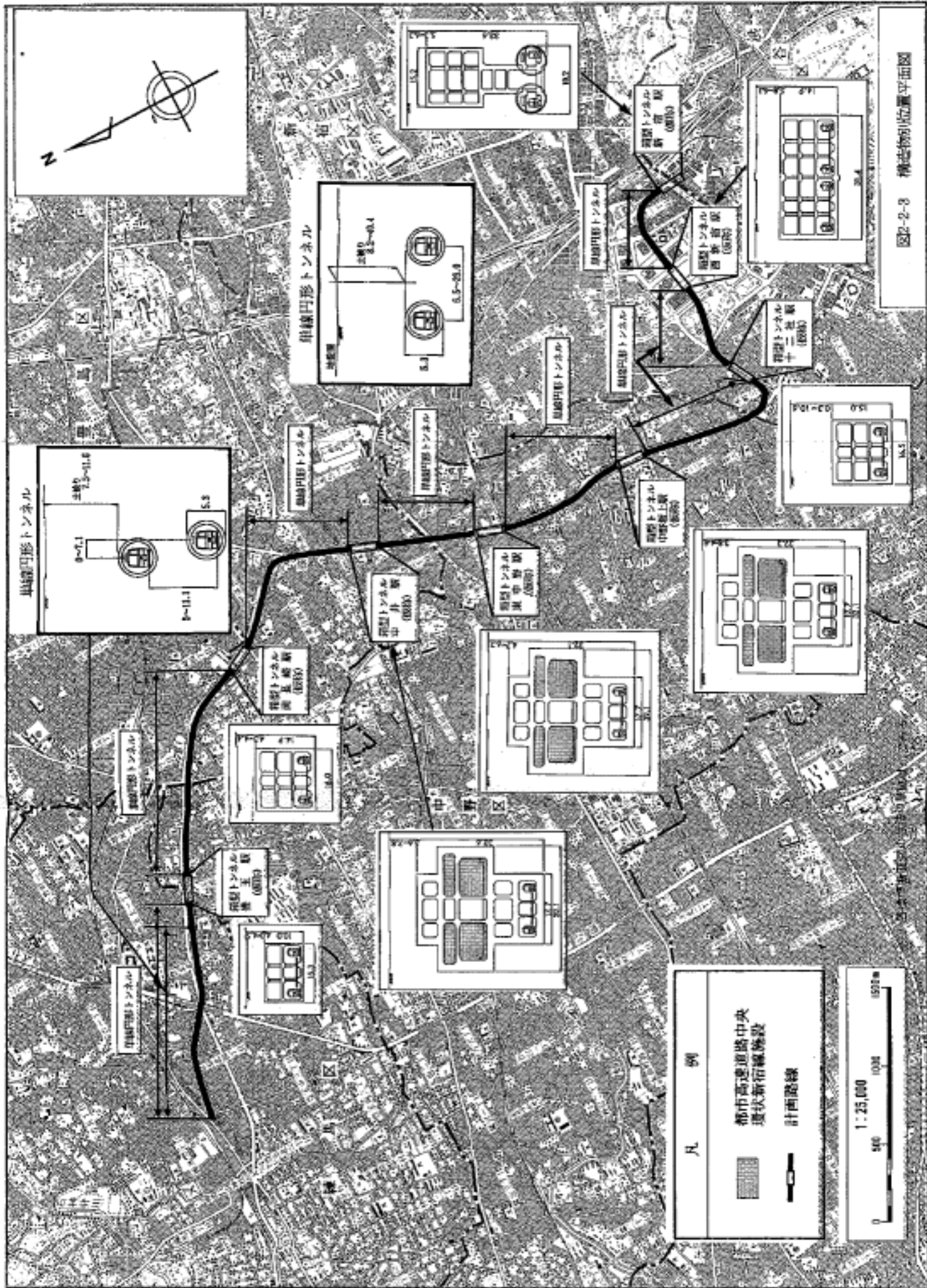


図2-2-3 構造物別位置平面図

(3) 本事業との関連事業

本事業との関連事業として、渋谷区本町三丁目から新宿区中井二丁目の延長約3.3km区間において、都市高速道路中央環状新宿線(目黒区青葉台～豊島区南長崎間)建設事業(以下「変更後の都市高速道路中央環状新宿線」という。)がある。この区間において計画されている中野坂上駅(仮称)、東中野駅(仮称)および中井駅(仮称)の3駅は、変更後の都市高速道路中央環状新宿線と一体的に構築するものである。

2-3 環境管理に関する計画との関係

東京都では、第二次東京都長期計画に基づき、快適な環境を創りあげていくための環境に関する都の基本計画として、東京都環境管理計画(昭和62年10月)を策定するとともに、公害対策基本法に基づき、東京地域公害防止計画(昭和63年3月)を策定した。

- ・ 本事業の計画策定に当たっては、これら環境保全に関する計画等に配慮し、本計画を立案した。